

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成19年8月23日(木) <時間>14:00~16:00 <場所>岸和田市役所新館4階 第2委員会室		<傍聴人数>0名 <傍聴室> 第2委員会室									
富野委員長	公開の別												
承認	公開												
<名称> 第4回(平成19年度第2回)岸和田市自治基本条例推進委員会													
<出席者>													
(自治基本条例推進委員会委員出欠状況)○は出席、■は欠席													
富野	山口	松村	西出	木下	野	原	片岡	桜井	中村	鈴木	西村	次井	
○	○	○	○	○	○	■	■	○	○	○	○	○	
事務局)企画課:西川課長、森口参事、池内主査、陣川													
関係課)総務管財課:赤松課長、寒川担当長													
<議題>													
(1)作業部会の中間報告【自治基本条例の個別規定条項についての検証】													
(2)個々の制度・システム等の確立に向けた今後の進め方について													
(3)今後のスケジュール【案】について													
<概要>													
●自治基本条例推進委員会(以下、推進委員会という。)作業部会で、自治基本条例に規定されている 前文・各条文 と 個々の条例・総合計画の政策や施策 との関連について、これまでに検証した結果を報告するとともに、検証手法等について確認を行った。													
●事務局より、これまでの経過と推進委員会作業部会における作業の中間報告を行う。													
●以下、質疑応答													
(委員長)													
自治基本条例を制定してから「推進委員会」という組織を設け、討論しているのは他市にも例がない。また、自治基本条例と総合計画全体を捉えて、どの項目に何が不足しているのかを検証している点が注目に値する。													
(副委員長)													
ハードな作業であったと思う。ただ、作業内容で付け加えていきたいこともあるが、それを今、全部取り上げていけば作業部会の繰り返しになる。													
(委員)													
提言に向けて、どこまでを議論していくのかは難しい。環境保全条例や個人情報保護条例も見直してバージョンアップを図るべきだが、これについてもどこまで推進委員会として提言すべきかである。													
(委員長)													
このような議論は抽象的になりがちだが、日常生活を見据え、具体的に議論されている。また、直接的に具体的な施策転換を指摘しているのではなく、新規・既存施策の方向性やまとめ方について議論している点がレベルの高い作業である。													
次に議論すべき範囲であるが、推進委員会の役割は、自治基本条例を上手く機能させるため、													

市政運営の不備な点をなくしていけるようなシステム作りを考えることである。どこにどのような不備な点があるかを指摘するだけではなく、現状の不備な点が非常に重要な問題であるため、それについて市や議会へ改善してもらうように提言するのが基本である。

ただし、総合計画は10年間のもので、総合計画が変わると政策の枠組みが変わる。いつまでも今の総合計画を機能的な枠組みとして考えていてはいけない。次期の総合計画は自治基本条例に沿って策定していくが、現段階では、現状の総合計画に関連させるとどう見えるのかを検証していきたい。今までの作業の方向性は良い。

更に、提言に向けた議論の優先順位について、まとめの段階で議論すべきことではあるが、ある程度の優先順位を考えながら作業をすると、後の整理がし易い。

(委員)

全体を通して、施設の設置条例が多く、ハードを作るための条例が目立つ。これからの作業では提言内容の優先順位について考えていかなければならない。

(事務局)

施設の設置条例が多く、目指すべき政策的な条例は現在少ない。議会で議決され、条例として政策的に進めているものが少ないので、何か問題が起こった時に行政は回答しづらいケースも考えられる。

(委員長)

総合計画(基本構想)は法律を基に作成している。これまで政策的な条例が少ないのは、国の政策をそのまま展開すると総合計画と重なってくるので、改めて条例を作る必要がなかった。しかし、それでは地方分権の時代に対応できないため、今回のような作業が重要になってくる。今回の作業は、非常にいい機会となった。

(副委員長)

地方分権以前は、機関委任事務について条例化せずに規則を作ることになっていた。国が法律や政令等を作り、それらを執行する際に自治体で規則を制定していた。地方分権以降は、自治体で条例化することも可能であるが、多くの自治体ではこれまでの規則を条例化するまでに至っていない。現在、この推進委員会で検証しているのは概ね条例だけであるため、実際の政策を体系化する時には、抜け落ちた部分がないように規則まで考慮の方がよいかもしれない。

(委員)

推進委員会の取り組みについて、職員の認識度はどうか。

(事務局)

意見聴取制度など関連条例については庁内で定着しつつあるが、推進委員会の取り組みや作業内容の認識度は低いと思われる。今後、庁内に向けて推進委員会の取り組みを情報発信し、認識を深めていくつもりである。

(委員長)

各課で各分野の不備な点を見つけて改善し、一方で推進委員会でも引き続き検証を行っていくような取り組みを行い、双方から議論できれば良い。

(委員)

職員も職務に尽力してくれているが、現状での施策遂行が必ずしも十分でないと皆に思っている。ただきたい。不備な点を見つけるだけではなく、あるべき姿や願望までを作業部会で議論していきたい。また、推進委員会でどこまで提言するのも議論していきたい。

(委員長)

議論の範囲を大きく広げ、後で不要な部分を消去する方法が望ましい。

(委員)

個人情報保護条例に関して、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」は個人情報を利用・提供できるとある。緊急時には町会・市民協が現場の対応に当たるが、民生委員が個人情報を持っており、現場で対応するところと情報を持っているところが一致していない。つまり、個人情報保護条例は、運用面で機能していない状況である。災害時の個人情報に対する考え方を行政が整理しておかないと、緊急時に各部署での対応がまとまらず、困るのは市民である。

（委員）

新潟県の中越沖地震以降、個人情報保護を考えさせられる。災害が起こる前に岸和田市としての対応が必要ではないか。

（委員長）

市民協ではこのような議論は行われているのか。

（委員）

市民協では具体的なところまで協議はされていない。しかしながら、町全体で災害時の行動については確認できている。

（委員）

町会・老人クラブ・民生委員の連携があまり取れていないように感じる。組織の代表同士のコミュニケーションは大切である。行政はこれらの組織連携の支援にも尽力してもらいたい。

（委員長）

企画課から各課へ、推進委員会でこういう問題が出たが、現実はどうするのかを問題提起すればどうか。その中で、行政が今解決すべきことは解決し、推進委員会ですべきことはその中から抽出して進めていく。自治基本条例が軸という考え方ではなく、自治基本条例をいかに応用していくかである。必要な部分については企画課から各所管に伝えていくことが大切である。

また、プライバシーを考えるときに法律を前提にするのかである。今春から新しい分権推進委員会でこれからの分権について考えているが、そこでは「法令の上書権」が議論されている。これまでは条例を制定するとき、「法律の範囲内で」条例を制定することができると規定されていたが、法令があっても非常に重要な事項であれば、明確に理由付けをした上で議会で条例として変更施行してもいいような議論がされている。

地域で連携して何かをするときに、「プライバシーの問題」で終わっては市民が困る。地域のことを第一に考えて、法律の壁をどう乗り越えればよいかを議論していけばよい。

（委員）

「法令上書権」が法律で許可されるならば、市として何らかの手を打つことはできないか。岸和田市に今まであるルールを、自治基本条例を通じて変えていくことはできないか。

（副委員長）

「法令の上書権」はこれからどうなるか分からない話である。民間規制が個人情報保護法の問題であり、市の情報を民間に出すか出さないかは岸和田市の個人情報保護条例の中の話なので、「上書権」は抜きにして、出来る可能性はある。

（委員）

都市政策研究所の研究員として、個人情報保護の問題について取り組んできた。住民基本台帳は平成18年6月まで営利業者の閲覧が可能だったが、現在は住民福祉の観点から「公益的・福祉的な目的のものに関しては閲覧可能。営利業者は不可。」と改正された。災害時は公益的・福祉的目的で住民基本台帳の閲覧が可能となり、現行の法律でも対応可能なので、条例の改正はこれらの法律を十分に駆使してから出来ることである。その観点から議論していくと、かなり現実的な提言ができるのではないか。

(委員)

市の要援護者登録名簿に登録している市民は全部で約700人。その市民は災害時に援助を求め、市に登録しているにも関わらず、近所にその情報を流してはいけないとしている現状は誤っている。

(委員)

老人クラブでは、一人暮らし・寝たきり等の情報をほぼ把握しており、有事には近所の健常者がそれらの人を助けるというプログラムを組んでいる。

(委員長)

個人情報保護条例自体は現在ある。条例の全てを変えるのではなく、それに対応できるような形で条例改正や条例の運用を変えることでいいのではないかという意見であった。具体的には条例改正や条例の運用について議論をしていくわけであるが、果たしてその議論までこの推進委員会でしていくかは少し考えるべきである。可能であれば行政で動きを作っていく方向でよいのではないか。

(委員)

施設の設置条例にとどめておかず、1つの施設をうまく使えるように条例を整理するなど、行政には柔軟な対応を望む。

(委員)

今後の作業も条例のみを見ていけばよいのか、規則や要綱も見ていくべきなのか。

(委員)

施設の設置でも、昨年地方自治法が改正され、行政財産であっても貸し付け可能になるなど、環境の変化がある中でどうしていくかの課題はあるが、それらをこの場ですべて確認するのには限界がある。この場では個々の条例・計画・自治基本条例の3点を検証し、そこから出てきた問題を挙げる。そして、その挙げられた問題については各所管課で検討していくことが望ましい。ただし、検討の際には法律改正、規則や要綱まで検討して、後日報告してもらうのが現実的であるとする。

(委員)

政策や施策を裏付ける条例に変えていく目的があるので、今のままの進め方で身近な問題を出発点に作業を進め、最後のまとめの段階で別の視点からもその問題点を再検討することが望ましい。

(委員)

自治基本条例の制定から施行の9ヶ月の間に、岸和田市にある条例が自治基本条例に矛盾していないか検証する作業は既に終わっているという認識であった。各課はそれぞれ所管する条例・規則・要綱の見直しを行い、全部自治基本条例に沿っているべきだという考え方であった。

(事務局)

現行の条例が自治基本条例に沿っているかといわれれば、そうではない。推進委員会から提言を受けた後、行政側には衝撃が走ることが予想される。推進委員会の進め方については事務局も試行錯誤したが、この進め方でよいということであったので安心している。

現在の総合計画が平成22年度までで、来年度から第4次総合計画の準備に入る。この推進委員会が第3次総合計画と照らし合わせながら進めており、それを基に第4次総合計画につなげられるため、検証時期としては良かった。次の推進委員会までの2回の作業部会で一通りの検証作業を終わらせ、推進委員会でどのような提言にするかを規則・要綱も参考にしながら議論していきたい。

(委員長)

推進委員会の提言によって条例の改変が出てくる。そのときに関連する規則・要綱を当然変える必要性が出てくるが、それは行政側に任せたい。そしてその作業の中で提言した内容を具現化してもらうのが、一番能率的である。2年間の任期の中で一番効果的な改革を進めるとしたら、全部ではなく、一番ポイントとなるところに絞って提言し、行政が対応せざるを得ない状況をしかけていくことが有効である。

今後の作業では規則・要綱も必要ならば話題にするとしても、全部を理解しながらの作業でなくとも良いのではないか。異存がなければ、これまで進めてきた作業を更にまとめていく方向でお願いしたい。

- 事務局より今後のスケジュールについて説明

(委員)

議論する時間を十分に確保して欲しい。

(委員)

作業部会で提言も少し議論しておいてはどうか。

(事務局)

作業部会では検証作業を行って、次回の委員会で提言の仕方を議論していければと考えている。

(委員)

提言の仕方の勉強会を開いて欲しい。

(委員長)

余力があれば勉強会もよい。

- 今後の会議日程

- ・第5回推進委員会は平成19年11月29日(木)14:00～ 場所未定

- ・次回作業部会は平成19年9月19日(水)18:00～ 岸和田市役所新館4階第2委員会室